

令和6年度（2024年度）

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金のしおり

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

目 次

1	制度のあらまし	2
2	申請の方法について	4
3	貸付決定までの流れについて	6
4	研修資金の貸付けの決定の取消しについて	6
5	研修資金の返還免除について	7
6	研修資金の返還について	8
7	届出について	9
8	申請・届出等に必要書類一覧	11
9	Q & A	12
10	研修資金貸付規則および要綱	19

1 制度のあらまし

岐阜県では、地域医療の確保を図ることを目的に、将来地域医療に貢献する意思があり、県内で医師が特に不足している診療科及び県内のへき地等の医師不足地域で特に需要が増大している総合診療科の専門研修医に対して研修資金を貸し付けます。

専門医の認定後、一定期間、県内の医療機関において勤務するなどの一定の条件を満たした場合には、この研修資金の返還を免除します。

制度の概要

	特定診療科医師研修資金	総合診療科医師研修資金
貸付対象	○初期臨床研修修了後、国内の医療機関で特定診療科*の専門医研修を受けている医師 *特定診療科・・・産婦人科、小児科、救急科、麻酔科 注)・専門医研修に関して同種の奨学金や貸付金を受けている方は、併用はできません。 ・岐阜県内の診療科を特定した勤務を条件とした奨学金や貸付金を受けている方は、併用はできません。	○初期臨床研修修了後、国内の医療機関で総合診療科の専門医研修を受けている医師
募集人数	8名（令和6年度新規貸付分）	2名（令和6年度新規貸付分）
貸付金額 （R6年度の場合）	【月額】 100,000円 【年額】 1,200,000円	【月額】 100,000円 【年額】 1,200,000円
貸付期間	専門医研修を修了するまでの期間（最大3年間）	
返還免除条件	専門医の認定を受けた後、貸付期間の2倍に相当する期間の間に、貸付期間と同期間、岐阜県内の知事が指定する医療機関で特定診療科に係る業務に従事すること （専門医研修修了から専門医認定までの間に、知事が指定する医療機関で勤務した場合は、業務に従事したものとみなして算入されます）	専門医の認定を受けた後、貸付期間の2倍に相当する期間の間に、貸付期間と同期間、岐阜県内の岐阜医療圏以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関で総合診療科に係る業務に従事すること （専門医研修修了から専門医認定までの間に、知事が指定する医療機関で勤務した場合は、業務に従事したものとみなして算入されます。自治医科大学医学部を卒業した者の業務従事取扱いについては、Q&AのQ17（P16～17）を参照） （大学院在学、県外勤務、病気による休業等をした場合の業務従事期間の取扱いについては、Q&AのQ16（P15～16）を参照）
返還利息	年10%	
返還免除課税対象	返還免除時に返還免除額+利息相当額（年10%）が所得税の課税対象となります。（実際の課税額については、給与所得額や扶養控除額などによって決定されるため、お近くの税務署にお問い合わせください。）	
貸付対象外	岐阜県医学生修学資金貸付制度の利用者、自治医科大学出身者については対象外となります。（継続貸付希望者の場合を除く）	

<p>知事が指定する医療機関</p>	<p>ア) 開設者が、岐阜県、地方独立行政法人、市町村、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県厚生農業協同組合連合会である病院、診療所 イ) 開設者が市町村である常勤の医師が勤務するへき地診療所（へき地保健医療対策等実施要綱による） ウ) 救急病院等を定める省令に基づく指定を受けた病院のうち上記以外のもの エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7に規定する応急入院指定病院のうち上記以外のもの オ) その他知事が定める医療機関</p>	<p>岐阜医療圏以外の区域内に所在する以下の医療機関 ア) 開設者が、地方独立行政法人、市町村、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県厚生農業協同組合連合会である病院、診療所 イ) 開設者が市町村である常勤の医師が勤務するへき地診療所（へき地保健医療対策等実施要綱による） ウ) 救急病院等を定める省令に基づく指定を受けた病院のうち上記以外のもの エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7に規定する応急入院指定病院のうち上記以外のもの</p>
--------------------	--	---

2 申請の方法について

初めて申請する方（新規申請者）

- 1 申請期間
令和6年（2024年）4月1日（月）～5月31日（金）【消印有効】
- 2 申請方法
申請期間内に「研修資金貸付申請書（P24・25様式）」に次の添付書類を添えて、岐阜県医療福祉連携推進課まで提出してください。

【添付書類】

- ・履歴書（顔写真添付）
- ・申請者の住民票の写し
- ・専門医研修計画書（P47様式）
- ・研修を行う主たる医療機関の開設者又は管理者の推薦書（P48様式）
- ・医師免許証の写し
- ・研修の概要が分かる書類

※保証人は、申請者と生計が別でなければなりません。なお、保証人に所得基準はありませんが、破産宣告を受けている方は、保証人になることができません。

申請書等の様式は、岐阜県医療福祉連携推進課のホームページからダウンロードできます。

医療福祉連携推進課ホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/ishi-kangoshi/11230/tokutei-shinryoka-ishi-kenshu-shikin-boshu.html>

- 3 提出期限 令和6年（2024年）5月31日（金）【消印有効】
- 4 提出先
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県庁医療福祉連携推進課 宛
※封筒に「特定診療科医師研修資金新規貸付申請」又は「総合診療科医師研修資金新規貸付申請」と朱書きしてください。

直接持参の場合：申請期間中の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。
（土日、祝日を除く）

郵送の場合：簡易書留で郵送してください。

過去に貸付決定を受けた方（継続申請者）

- 1 申請期間
令和6年（2024年）4月1日（月）～4月15日（月）【消印有効】
- 2 申請方法
申請期間内に「研修資金貸付申請書（P24・25様式）」に次の添付書類を添えて、岐阜県医療福祉連携推進課まで提出してください。

【添付書類】

- ・専門医研修計画書（P47様式）

申請書等の様式は、岐阜県医療福祉連携推進課のホームページからダウンロードできます。

医療福祉連携推進課ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12812.html>

- 3 提出期限 令和6年（2024年）4月15日（月）【消印有効】
期限までに提出されなかった方は、継続貸付を希望しないものとみなします。提出期限は厳守してください。
- 4 提出先
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県庁医療福祉連携推進課 宛
※封筒に「特定診療科医師研修資金継続貸付申請」又は「総合診療科医師研修資金継続貸付申請」と朱書きしてください。

直接持参の場合：申請期間中の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。
（土日を除く）

郵送の場合：簡易書留で郵送してください。

3 貸付決定までの流れについて

申請者から研修資金貸付申請書の提出があった後、書類及び面接による審査を行います。審査の結果を踏まえて、貸付の決定又は不承認の決定を申請者あてに行います。

また、研修資金は4月から3月までの1年度分を一括して新規貸付者は8月末頃に、継続貸付者は5月末頃に交付します。

貸付決定者は、研修資金の貸付けを受けた後、研修資金借用証書（P28様式）を提出する必要があります。

【貸付決定までの流れ】

時 期	新 規 貸 付 者	継 続 貸 付 者
4 月	「研修資金貸付申請書」提出 (5/31締切)	「研修資金貸付申請書」提出 (4/15締切) 書類審査（面接審査）
5 月		貸付決定・不承認決定<5月上旬> 貸付決定者に対して 研修資金の貸付け<5月末>
6 月	書類審査、面接審査 <6月中旬～7月中旬> 貸付決定・不承認決定<7月下旬>	
7 月		
8 月	貸付決定者に対して 研修資金の貸付け<8月末>	

（括弧は必要に応じ実施）

4 研修資金の貸付けの決定の取消しについて

貸付決定者が以下のいずれかに該当することとなった場合には、研修資金の貸付決定が取り消されることとなります。

- ・ 専門医研修を中止したとき
- ・ 心身の故障のため、専門医研修を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・ 専門医研修に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき
- ・ 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ その他研修資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき

5 研修資金の返還免除について

研修資金の返還免除を受けようとする場合は、研修資金返還免除申請書（P 3 3・3 4 様式）を提出してください。

なお、返還免除となる要件は下記のとおりです。

種 類	要 件
特定診療科医師研修資金	<p>専門医の認定を受けた後、貸付期間の2倍に相当する期間の間に貸付期間と同期間、岐阜県内の知事が指定する医療機関で特定診療科の業務*に従事すること</p> <p>専門研修修了後、大学院の医学を履修する課程に在学することとなった場合は、貸付けを受けた期間に4年を加えた期間の間に、貸付期間と同期間、岐阜県内の知事が指定する医療機関で特定診療科に係る業務に従事すること</p> <p>（専門医研修修了から専門医の認定を受けるまでの間に、知事が指定する医療機関で勤務した場合は、業務に従事したものとみなして算入されます）</p>
総合診療科医師研修資金	<p>専門医の認定を受けた後、貸付期間の2倍に相当する期間の間に貸付期間と同期間、岐阜医療圏（医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める岐阜県保健医療計画において設定する岐阜医療圏をいう。）以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関で総合診療科に係る業務に従事すること</p> <p>専門研修修了後、大学院の医学を履修する課程に在学することとなった場合は、貸付けを受けた期間に4年を加えた期間の間に、貸付期間と同期間、岐阜医療圏以外にある知事が指定する医療機関で総合診療科に係る業務に従事すること</p> <p>（専門医研修修了から専門医の認定を受けるまでの間に、知事が指定する医療機関で勤務した場合は、業務に従事したものとみなして算入されます）</p>

※業務とは、医師として行う、①救急医療、②災害時における医療、③へき地の医療、④周産期医療、⑤小児医療（小児救急医療を含む）及び⑥その他特に知事が必要と認める医療をいいます。

- ・（大学院在学、病気による休業等をした場合の業務従事期間の取扱いについてはQ & AのQ 16（P 1 5～1 6）を参照願います。）
- ・業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務を継続することができなくなったと認められるときは、研修資金の返還が全額免除されます。
- ・借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったと認められるとき、又は研修資金を返還することが困難と認められるときは、研修資金の返還が全部又は一部免除される場合があります。

6 研修資金の返還について

1 返還

以下のいずれかに該当することとなった場合には、当該事項が生じた日の属する月の翌月から起算して1月以内に、研修資金を一括返還しなければなりません。

- ① 研修資金の貸付決定が取り消されたとき
- ② 研修資金の返還免除の条件を満たさないこととなったとき

返還することとなった場合、交付を受けた研修資金の額に、貸付けを受けた日の翌日から起算して返還の事由が生じた日までの日数に応じ年10%の割合で計算した利息を加えた額の総額を返還していただくこととなります。

なお、特別の事情があると認められるときは、当該事項が生じた日の属する月の翌月から起算して研修資金の貸付けを受けた期間の2分の1に相当する期間内に一括又は分割して返還することができます。

2 返還の手続き

研修資金を返還しなければならないときは、返還事由が生じた日から起算して20日以内に研修資金返還明細書（P 3 1 様式）を提出してください。

3 返還の猶予

研修資金を返還すべき者が、疾病、災害その他やむを得ない理由により研修資金の返還が困難であると認められるときは、当該事項が継続する間、研修資金の返還の履行が猶予されることがあります。

4 返還の猶予の手続き

研修資金の返還の猶予を受けようとする場合は、研修資金返還猶予申請書（P 3 7 様式）に猶予の理由を証明する書類を添えて提出してください。

7 届出について

1 専門医研修中の届出

以下のいずれかに該当するときは、速やかに届出書（P 2 9 様式）を提出してください。

- ・氏名又は住所を変更したとき
- ・専門医研修を中断したとき
- ・専門医研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- ・専門医研修を再開したとき
- ・保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき
- ・専門医研修に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき
- ・研修資金の貸付けを受けることを辞退するとき

2 貸付終了時から業務従事期間中の届出

以下のいずれかに該当するときは、速やかに届出書（P 2 9 様式）を提出してください。

- ・氏名又は住所を変更したとき
- ・保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき
- ・専門医研修を修了したとき
- ・専門医研修の修了後、知事が指定する医療機関で業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に従事しなくなったとき
- ・専門医の認定を受けたとき
- ・業務に従事する医療機関を変更したとき（業務従事証明書（P 5 1 様式）を併せて提出してください。）

○専門医研修中及び業務に従事する期間中の届出一覧

	申請期間内 (4月1日～4月15日)	原則毎年4月末日までに提出	添付書類
継続申請者	研修資金貸付申請書 (P24・25様式)	—	②
貸付修了者かつ 研修未修了者	—	業務等状況報告書 (P30様式)	①
専門医研修修了 者	—	業務等状況報告書 (P30様式)	① ③
		届出書(※1) (P29様式)	
業務従事者	—	業務等状況報告書 (P30様式)	①

◆以下の届出事由に該当したときのみ提出

届出事由		勤務地 が変わ ったと き	住所を 変更し たとき	氏名を 変更し たとき	保証人 に異動 があっ たとき	専門医の 認定を受 けたとき
提出時期 (提出期限)		届出事由が生じてから原則30日以内				
異動を届け出る 書類	届出書 (P29様式)	○	○	○	○	○
	添付書類	① (※2)	⑤ (※3)	⑥ (※4)	⑦ (※5)	④ (※6)
<業務従事者のみ>						
業務に従事した 期間を証明する 書類	業務従事証明書 (P51様式)	○	—	—	—	—

《届出書の記載内容》

- ※1 届出事項に「専門医研修の終了」「業務従事開始」と記載すること。
- ※2 届出事項に「勤務地の変更」と記載すること。
- ※3 届出事項に「住所変更」と記載すること。
- ※4 届出事項に「氏名変更」と記載すること。
- ※5 届出事項に「保証人の異動」と記載すること。
- ※6 届出事項に「専門医の認定」と記載すること。

《添付書類》

- ① 所属医療機関が発行する採用通知書、辞令書、労働条件通知書等の写
- ② 専門医研修計画書 (P47様式)
- ③ 認定教育施設研修修了証明書の写し
- ④ 専門医認定証の写し
- ⑤ 住民票 (住民票を変更していない場合は住居の貸借契約書の写し等)
- ⑥ 戸籍謄本、住民票、運転免許証の写し等)
- ⑦ 保証人の戸籍謄本、住民票

8 申請・届出等に必要な書類一覧

項 目	必要な書類
研修資金の貸付けを申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> ○研修資金貸付申請書（P 2 4・2 5 様式） ○専門医研修計画書（P 4 7 様式） 【以下、新規申請の場合のみ必要】 ○履歴書 ○申請者の住民票の写し ○主たる研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書（P 4 8 様式） ○医師免許証の写し ○研修の概要が分かる書類
研修資金貸付決定通知書を受け取ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ○同意書（P 5 0 様式） ○口座振替申出書（P 4 9 様式）
研修資金の貸付けを受けたとき （年 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> ○研修資金借用証書（P 2 8 様式）
研修資金の返還免除を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> ○研修資金返還免除申請書（P 3 3・3 4 様式） ○業務従事証明書（P 5 1 様式）
研修資金の返還をしなければならないとき	<ul style="list-style-type: none"> ○研修資金返還明細書（P 3 1 様式）
研修資金返還明細書の内容に変更を加えようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> ○研修資金返還方法変更承認申請書（P 3 2 様式）
研修資金の返還の猶予を受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> ○研修資金返還猶予申請書（P 3 7 様式） ○猶予を受ける資格を有することを証明する書類
9 ページ記載の届出事由に該当するとき（「業務に従事する医療機関を変更するとき」を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○届出書（P 2 9 様式） ○その事実を証明する書類
業務に従事する医療機関を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ○届出書（P 2 9 様式） ○その事実を証明する書類 ○業務従事証明書（P 5 1 様式）
貸付終了時から業務従事終了までの期間中の状況報告をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ○業務等状況報告書（P 3 0 様式） ○その事実を証明する書類

9 Q&A

このQ&Aは、令和6年（2024年）4月1日時点の情報です。今後、変更があれば、岐阜県庁ホームページで随時更新していきます。

<貸付けについて>

Q1 どういった方が貸付対象になりますか？

A1 初期臨床研修を修了された医師の方で、特定診療科医師研修資金では、産婦人科・小児科・救急科・麻酔科の専門医研修を受けている方が対象で、総合診療科医師研修資金では、総合診療科の専門医研修を受けている方が対象です。なお、研修する医療機関については、岐阜県に限らず、日本国内の医療機関であれば結構です。

Q2 対象となる専門医研修の研修プログラムについて、何か制約はありますか。

A2 各学会において認定されている医療機関が作成しているプログラムであれば、全国どこの病院のプログラムでも問題ありませんが、大学医局に入局して研修プログラムに参加することが望ましいと考えます。

Q3 貸付金額はいくらですか？

A3 令和6年度（2024年度）の貸付金額は、次のとおりです。

・特定診療科医師研修資金では、特定診療科専門研修医・・・月額 100,000 円

・総合診療科医師研修資金では、総合診療科専門研修医・・・月額 100,000 円

※いずれも一年度分を一括して5月末頃（継続の場合）、8月末頃（新規の場合）の金融機関営業日に指定口座に振り込まれます。

Q4 貸付人数（定員）は何名ですか？

A4 特定診療科医師研修資金の令和6年度（2024年度）の新規貸付人数（定員）は8名で、総合診療科医師研修資金の令和6年度（2024年度）の新規貸付人数（定員）は2名です。

Q5 研修開始初年度しか新規の貸付けの申請をすることができませんか？

A5 研修中であれば、研修の途中の年次でも新規として貸付けの申請をすることができます。なお、貸付決定を受けた方は、次年度以降については、継続して申請いただいても申請しなくてもどちらでも結構です。

Q6 保証人の要件は何ですか？

A6 保証人となる方は、申請者と生計が別でなければなりません。

また、所得基準はありませんが、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産宣告を受けている方並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員は保証人になることはできません。

Q7 貸付決定者の選考はどのように行われますか？

A7 新規申請者は書類審査及び面接審査により選考を行います。

継続申請者は原則書類審査により選考を行い、必要に応じて面接審査を行います。

Q8 他の奨学金や貸付金との併用は可能ですか？

A8 専門医研修に関する、他の同種の奨学金や貸付金でなければ併用は可能です。なお、分からない場合は、個別にご相談ください。

Q 9 岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けましたが、この研修資金の貸付けの申請をすることはできますか？

A 9 令和3年度までにこの研修資金の貸付けを受けた方が、令和4年度以降も継続する場合は、岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けた方でも申請は可能です。また、岐阜県医学生修学資金及び当研修資金のいずれにも該当する知事が指定する医療機関で、特定診療科医師研修資金の場合は特定診療科に係る業務に従事したとき、総合診療科医師研修資金の場合は総合診療科に係る業務に従事したときは、岐阜県医学生修学資金及び当研修資金（特定診療科・総合診療科いずれか）双方の業務従事期間としてカウントすることができます。（Q12参照）岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けた場合は、令和4年度以降に新規貸付をすることはできません。

他県・市町村等の医学生に関する奨学金・修学資金の貸付けを受けた方については、返還免除となる業務従事が対象期間内に行える（Q12参照）のであれば、申請は可能です。申請可能かどうかは、個別にご相談ください。

Q10 貸付申請は初年度に1回行えばよいですか？

A10 年度単位での申請となりますので、翌年度以降も研修期間中で貸付けを希望される場合、貸付申請は毎年度行っていただく必要があります。

Q11 研修開始初年度に申請をし、翌年度継続申請をせずに、研修3年目に再び申請することはできますか？

A11 年度単位での申請となりますので、申請可能です。過去に貸付決定を受けた方は、継続申請者となりますので、提出期限までに必要書類を提出してください。

<返還免除について>

Q12 返還免除になるためにはどうすればよいですか？

A12 国内の医療機関で専門医研修を修了後、専門医の認定を受けてから貸付けを受けた期間の2倍の期間（2年・4年・6年）の間に、貸付けを受けた期間と同期間（1年・2年・3年）、特定診療科医師研修資金は岐阜県内の知事が指定する医療機関（P42～44参照）で専門医研修を受けた特定診療科の医師として業務に従事する必要があり、総合診療科医師研修資金は岐阜医療圏以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関で（P45・46参照）総合診療科に係る業務に従事する必要があります。

岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けた方については、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成したプログラムに基づき勤務することになります。

<用語の定義>

- ・専門医の認定を受けてから貸付けを受けた期間の2倍の間を「勤務対象期間」といいます。
- ・知事が指定する医療機関での勤務期間を「業務従事期間」といいます。

<通常>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
研修期間			専門医認定	1年	2年	3年	4年	5年	6年
				勤務対象期間					
				業務従事期間					

※業務従事期間は勤務対象期間中であれば、どこでもよい。（以下に同じ）

※研修修了から専門医認定までの間に知事が指定する医療機関で勤務した場合は、業務従事期間にカウントする。（以下に同じ）

<第1種岐阜県医学生修学資金を受給している場合>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
岐阜県内医療機関での勤務期間（9年間）										
研修期間（県内）			1年 2年 3年 4年 5年 6年							
			勤務対象期間							
			業務従事期間							

<第1種岐阜県医学生修学資金を受給し、専門医研修を県外で行う場合>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
中断（修学資金）			岐阜県内医療機関での勤務期間（9年間）							
研修期間（県外）			1年 2年 3年 4年 5年 6年							
			勤務対象期間							
			業務従事期間							

<第2種岐阜県医学生修学資金を受給（6年間）している場合>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
岐阜県内医療機関での勤務期間（6年間）										
研修期間（県内）			1年 2年 3年 4年 5年 6年							
			勤務対象期間							
			業務従事期間							

<第2種岐阜県医学生修学資金を受給（6年間）し、専門医研修を県外で行う場合>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
中断（修学資金）			岐阜県内医療機関での勤務（6年間）							
研修期間（県外）			1年 2年 3年 4年 5年 6年							
			勤務対象期間							
			業務従事期間							

<岐阜県以外の修学資金を受給し、当該修学資金の業務従事期間が3年の場合>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
県外医療機関（3年間）			1年 2年 3年 4年 5年 6年							
研修期間			勤務対象期間							
			業務従事期間							

<岐阜県以外の修学資金を受給し、当該修学資金の業務従事期間が6年の場合>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
県外医療機関（6年間）										
研修期間			1年 2年 3年 4年 5年 6年							
			勤務対象期間							
			業務従事期間							

Q13 勤務することとなる知事が指定する医療機関は、いつ決定されるのでしょうか？

A13 特定診療科医師研修資金では、岐阜県内の医療機関のうち105の医療機関を「知事が指定する医療機関」として定めており、総合診療科医師研修資金は、岐阜医療圏以外にある医療機関のうち72の医療機関を「知事が指定する医療機関」として定めております。その中から医師自身が研修指導医等と相談のうえ決定していただきます。

なお、岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けかつ特定診療科医師研修資金の貸付けを受

けた方にあつては、修学資金の「知事が指定する医療機関等」中、保健所及び岐阜県健康福祉部以外の医療機関が指定されていますので、修学資金の業務のローテーションルールに沿った勤務が可能となっております。

Q14 総合診療科医師研修資金の「岐阜医療圏以外にある知事が指定する医療機関」はどのように指定していますか？

A14 県内の医師不足地域における地域医療の確保を図るという目的から、岐阜医療圏以外の区域内に所在する医療機関の中から指定しています。

Q15 業務従事期間における「勤務」は、正規職員としての勤務である必要がありますか？

A15 業務従事期間における勤務は、常勤的な勤務とし、判断の目安としては原則として各病院で加入する健康保険の被保険者であれば該当します。

Q16 専門医研修修了後に大学院在学、病気による休業等をした場合、業務従事期間の取扱いはどうなりますか？

A16

(1) **大学院（県内外を問わない。）の医学を履修する課程に在学する場合**、貸付期間と大学院在学期間（最大4年）を合わせた期間と同期間の間に、貸付期間と同期間勤務していただくこととなります。すなわち、大学院修了後に貸付けを受けた期間と同期間勤務することとなります。

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
研修期間			大学院在学							
			専門医認定	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
				勤務対象期間						
							業務従事期間			

なお、大学院在学中に知事が指定する医療機関での勤務がある場合（社会人大学院等）は、当該勤務を業務従事期間に算入します。

(2) **疾病、災害、出産により休業する場合**、原則として勤務対象期間中の業務従事期間以外の期間（以下「その他の期間」という。）に算入します。

ただし、休業された期間（以下「休業期間」という。）がその他の期間を超える場合は、その他の期間を超えた期間と同期間分、業務従事期間が延長されます。

休業期間については、ケースバイケースですが、事例一件当たりの目安としては次のとおりです。

イ) 疾病	復帰の見通しがある場合は4年まで 復帰の見通しが無い場合は1年まで
ロ) 災害	被災後1年まで
ハ) 出産	出産ごとに子が1歳に達するまで。ただし、保育所に入所を希望しているが入所できないなど一定の場合は、子が1歳6か月（再延長で2年）に達するまで ※産前産後休業については、労働基準法及び各医療機関の就業規則で定められた期間となり、その期間は業務従事期間に算入される期間となります。

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	
研修期間			専門医認定	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	
勤務対象期間											
その他の期間				業務従事期間		休業	業務従事				

Q17 育児のため短時間勤務や部分休業（以下「育児短時間勤務」という。）をした場合、業務従事期間として算入されますか？

A17 育児のため1日又は1週間の労働時間が正職員の4分の3未満であったり、健康保険の被保険者とならないような育児短時間勤務を行った場合（子が小学校就学の始期に達するまでの期間に限る）には、以下の計算式により業務従事期間に算入することとします。

ア	実際に勤務した1週間あたりの時間数
算入月数＝	$\frac{\text{実際に勤務した1週間あたりの時間数}}{\text{正職員の1週間あたりの勤務時間数} \times 0.75} \times \text{勤務月数}$
イ	上記アに基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
ウ	育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月勤務したものとみなす。
エ	育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中である場合は、当該日の属する月は勤務期間から控除する。

育児短時間勤務は、病院ごとの就業規則によりさまざまな勤務形態が想定されますので、ケースバイケースとなります。短時間勤務や部分休業を取得しようとする場合は、事前に県へ相談してください。

Q18 研修資金が返還免除となった場合、所得税は課税されるのですか？

A18 研修資金は、返還免除時に返還免除額と利息相当額（10%）が所得とみなされ、給与所得と併せて所得税が課税されます。（令和6年4月1日現在）

課税額は、給与所得額や扶養控除額などによって決定されるため、お近くの税務署に問い合わせてください。

<研修資金の返還及び利息の取扱いについて>

Q19 研修資金を返還することになった場合、実際に業務に従事した期間の長短に応じて返還額は決まりますか。また、利息も支払う必要がありますか？

A19 実際に業務に従事した期間の長短にかかわらず、交付を受けた研修資金全額に利息を加えた額を返還していただきます。

Q20 業務従事期間中に不慮の事故等により医師として働けなくなった場合、あるいは死亡した場合、研修資金の返還並びに利息の支払いをしなければなりませんか？

A20 規則第13条第5項において、「業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなかつたときは、当該研修資金の返還債務の全部を免除する」と規定されており、業務に起因する場合は、研修資金及び利息を支払う義務が免除されます。

また、規則第14条において、「前条に規定する場合を除くほか、借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったと認められるときは、当該研修資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる」と規定されており、業務に起因しない場合は、やむを得ない場合等個別の状況に応じ、研修資金及び利息を支払う義務の全部又は一部が免除される場合があります。

Q21 研修資金貸付制度から離脱した場合、研修資金の返還とともに利息が加算されることとなっていますが、不慮の事故等の理由で最長4年間を超えた中断となった場合、これを制度からの離脱とするのですか。また、利息が加算されるのですか？

A21 疾病により業務従事期間に算入されない期間があるときは、復帰の可能性がある場合は4年まで（復帰の可能性がない場合は1年まで）を算入しない期間の目安としており、原則として、この期間を超える場合は、制度からの離脱となります。
返還債務の全部が免除される場合を除き、原則として利息支払いの義務は発生します。

Q22 勤務対象期間のうち、最初にその他勤務期間を活用し大学院へ進学（知事が指定する医療機関での勤務なし）し、その後の業務従事期間中に不慮の事故により勤務を中断した場合、その期間についても利息支払いの義務が発生するのですか。

A22 返還債務の全部が免除される場合を除き、原則として、利息支払いの義務は発生しますが、規則第12条第1項において、利息の計算は「交付を受けた日の翌日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの期間（第13条第4項の規定により業務従事期間に算入しない期間を除く。）の日数に応じ」と規定されており、業務従事期間に算入されない期間については、利息の計算基礎には算入しません。

Q23 制度から離脱した場合の返還額（交付額+利息）は、どのように計算するのですか？

A23 診療科により貸付金額が異なり、継続申請した場合等様々な条件があるため、単一の計算式を提示することはできませんが、基本的な計算方法について以下に記載します。

利率は年利10%（単利）であり、業務従事期間に算入されない期間を除き、研修資金の交付を受けた日の翌日から返還事由が生じた日までの期間について計算します。研修資金の交付を受けた日の翌日及び返還事由発生日を算入し、1年を365日（うるう年は366日）として日割り計算します。

交付に係る利息について、1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てます。

上により算出された交付にかかる利息と交付額の総額の100円未満の端数を切り捨てた額が返還額となります。

例) 令和6年度（2024年度）に小児科専門研修医の貸付決定を受け、令和7年（2025年）3月31日に返還事由が生じた場合の返還額の計算方法

令和6年度（2024年度）8月末(2024.8.30)交付分

交付金額：1,200,000円 期間：2023.8.31～2024.3.31

利息 1,200,000円 × 10% × 123日 ÷ 366日 +
1,200,000円 × 10% × 90日 ÷ 365日 =69,916.90… → 69,916円
1,200,000円（交付額）+69,916円（利息）=1,269,916円
→ 返還額：1,269,900円

令和6年度（2024年度）に専門医研修1年目で貸付決定を受け、3年間貸付け

を受けた方の返還額は以下のとおりです。（研修中の中断や、疾病その他の理由による業務従事期間の中断等が一切なく、専門医研修修了後すぐに3年間知事が指定する医療機関で勤務する場合を想定して記載しています。）

（単位：円）

返還事由発生日		貸付終了時	業務従事1年目終了時	業務従事2年目終了時
		(2027(R9).3.31)	(2028(R10).3.31)	(2029(R11).3.31)
新規貸付	返還額	4,230,700	4,591,500	4,950,700
	交付額+利息	4,230,791	4,591,532	4,950,791
	交付額	3,600,000	3,600,000	3,600,000
	利息	630,791	991,532	1,350,791

10 研修資金貸付規則および要綱

名 称	番 号	ページ
岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則	—	2 0
研修資金貸付申請書	(規則) 第 1 号様式	2 4
研修資金貸付決定通知書	(規則) 第 2 号様式	2 6
研修資金貸付不承認決定通知書	(規則) 第 3 号様式	2 7
研修資金借用証書	(規則) 第 4 号様式	2 8
届出書	(規則) 第 5 号様式	2 9
業務等状況報告書	(規則) 第 6 号様式	3 0
研修資金返還明細書	(規則) 第 7 号様式	3 1
研修資金返還方法変更承認申請書	(規則) 第 8 号様式	3 2
研修資金返還免除申請書	(規則) 第 9 号様式	3 3
研修資金返還免除決定通知書	(規則) 第 1 0 号様式	3 5
研修資金返還免除不承認決定通知書	(規則) 第 1 1 号様式	3 6
研修資金返還猶予申請書	(規則) 第 1 2 号様式	3 7
研修資金返還猶予決定通知書	(規則) 第 1 3 号様式	3 8
研修資金返還猶予不承認決定通知書	(規則) 第 1 4 号様式	3 9
岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付要綱	—	4 0
専門医研修計画書	(要綱) 第 1 号様式	4 7
推薦書	(要綱) 第 2 号様式	4 8
口座振替申出書	(要綱) 第 3 号様式	4 9
同意書	(要綱) 第 4 号様式	5 0
業務従事証明書	(要綱) 第 5 号様式	5 1

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則

(総則)

第一条 県は、県内で医師が特に不足している診療科及び県内のへき地等の医師不足地域で特に需要が増大している総合診療科に係る地域医療の確保を図るため、特定の診療科の専門性に関する研修（以下「専門医研修」という。）を受けている医師であって、専門医研修の修了後に県内の医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。以下同じ。）において同法第三十条の四第二項第五号イからへまでに掲げる医療に係る業務（医師として行うものに限る。以下単に「業務」という。）に従事することにより地域医療に貢献する意思のあるものに対して専門医研修に必要な研修資金（以下「研修資金」という。）を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象者等)

第二条 研修資金の貸付けの対象者は、次の表のとおりとする。ただし、専門医研修に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けている者、岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成二十年岐阜県規則第二十六号）による修学資金の貸付けを受けた者及び自治医科大学医学部を卒業した者は、貸付けの対象者としない。

種 類	貸 付 け の 対 象 者
特定診療科医師研修資金	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の臨床研修の修了後に、国内で専門医研修を受けている医師（以下「専門研修医」という。）であって、専門医の認定を受けた後、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、県内の医療機関において、産婦人科、小児科、救急科又は麻酔科（以下「特定診療科」と総称する。）のいずれかの診療科の業務に従事する意思のあるもの
総合診療科医師研修資金	専門研修医であって、専門医の認定を受けた後、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、県内の医療機関において、総合診療科に係る業務に従事する意思のあるもの

2 研修資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

(研修資金の貸付額及び貸付期間)

第三条 研修資金の貸付額は、月額十万円とする。

2 研修資金を貸し付ける期間は、専門医研修を修了するまでの期間とし、三年を超えることができない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(貸付けの申請)

第四条 研修資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、研修資金貸付申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 貸付申請者の住民票の写し
- 三 専門医研修計画書
- 四 専門医研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第五条 貸付申請者は、申請に当たり連帯保証人（以下「保証人」という。）一人を立てなければならない。

(貸付けの決定)

第六条 知事は、第四条の規定による研修資金貸付申請書の提出があったときは、審査を行い、

その結果を文書により貸付申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、研修資金貸付決定通知書（別記第二号様式）又は研修資金貸付不承認決定通知書（別記第三号様式）によるものとする。

（研修資金の交付）

第七条 第三条第一項の研修資金は、十二月分を一括して交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認めるときは、別の方法により交付することができる。

（借用証書）

第八条 第六条第二項の研修資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、研修資金の貸付けを受けた後、直ちに研修資金借用証書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（届出義務）

第九条 貸付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第五号様式）にその事実を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 専門医研修を中断したとき。
 - 三 専門医研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - 四 専門医研修を再開したとき。
 - 五 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
 - 六 専門医研修に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
 - 七 研修資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
- 2 研修資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第五号様式）にその事実を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、研修資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
 - 一 前項第一号又は第五号に該当するとき。
 - 二 専門医研修を修了したとき。
 - 三 専門医研修の修了後、知事が指定する医療機関で業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に従事しなくなったとき。
 - 四 専門医の認定を受けたとき。
 - 五 業務に従事する医療機関を変更したとき。
 - 3 借受人は、毎年四月三十日までに業務等状況報告書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、研修資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
 - 4 貸付決定者又は借受人が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（保証人の変更）

第十条 貸付決定者又は借受人は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに代替りの保証人を立てなければならない。

（貸付けの決定の取消し等）

第十一条 知事は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- 一 専門医研修を中止したとき。
- 二 心身の故障のため、専門医研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 専門医研修に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
- 四 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げるほか、研修資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 貸付決定者が専門医研修を中断したときは、中断した日が属する月の翌月分から専門医研修を再開した日が属する月までの期間に係る研修資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、当該期間に係る研修資金として既に交付した研修資金があるときは、当該貸付決定者が当該専門医研修を再開した日が属する月の翌月以後の月に係る研修資金として貸し付けられたものとみなす。

(研修資金の返還)

第十二条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日が属する月の翌月から起算して一月以内に、貸付けを受けた研修資金の額に、貸付けを受けた日の翌日から起算して当該各号に掲げる事由が生じた日までの期間(次条第四項の規定により業務従事期間に算入しない期間を除く。)の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息の額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加えた額の総額(百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、当該各号に掲げる事由が生じた日が属する月の翌月から起算して研修資金の貸付けを受けた期間の二分の一に相当する期間(第十七条第一項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内を一括して、又は分割して返還することができる。

一 前条第一項の規定により研修資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

二 次条第一項の規定による返還債務の当然免除の条件を満たさないこととなったとき。

2 借受人は、研修資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に研修資金返還明細書(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。

3 借受人は、前項の規定により提出した研修資金返還明細書の内容を変更しようとするときは、その理由を記載した研修資金返還方法変更承認申請書(別記第八号様式)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(返還債務の当然免除)

第十三条 知事は、次の各号に掲げる研修資金の借受人が専門医の認定を受けた後、研修資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間(借受人が、専門医研修の修了後に大学院の医学を履修する課程に在学することとなった場合は、貸付けを受けた期間に四年を加えた期間)内において貸付けを受けた期間と同期間、当該各号に定める要件を満たしたときは、当該研修資金の返還債務の全部を免除するものとする。

一 特定診療科医師研修資金 知事が指定する医療機関で特定診療科に係る業務に従事したとき。

二 総合診療科医師研修資金 岐阜医療圏(医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める岐阜県保健医療計画において設定する岐阜医療圏をいう。)以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関で総合診療科に係る業務に従事したとき。

2 専門医研修を修了してから専門医の認定を受けるまでの期間及び大学院の医学を履修する課程に在学する期間において、借受人が知事が指定する医療機関で特定診療科又は総合診療科に係る業務に従事した期間がある場合は、当該期間を前項の規定により研修資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間(以下「業務従事期間」という。)に算入するものとする。

3 前項に規定する業務従事期間の計算は、当該業務従事期間の初日が属する月から当該業務従事期間の末日が属する月までの月数とする。ただし、当該業務従事期間の末日が属する月において再び業務に従事することとなったときは、その月を一月として計算するものとする。

4 疾病、災害、出産その他やむを得ない理由のため、借受人が業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間は業務従事期間に算入しない。

5 第一項の規定にかかわらず、借受人が、業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなかったときは、当該研修資金の返還債務の全部を免除するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第十四条 知事は、前条に規定する場合を除くほか、借受人が、死亡、疾病、災害その他やむ

を得ない理由により業務に従事することができなくなったと認められるとき、又は研修資金の返還が困難と認められるときは、当該研修資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還債務の免除の申請)

第十五条 前二条の規定により研修資金の返還債務の免除を受けようとする借受人（以下「免除申請者」という。）は、研修資金返還免除申請書（別記第九号様式）に免除を受ける資格を有することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還債務の免除の決定)

第十六条 知事は、前条の規定により研修資金返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により免除申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、研修資金返還免除決定通知書（別記第十号様式）又は研修資金返還免除不承認決定通知書（別記第十一号様式）によるものとする。

(返還の猶予)

第十七条 知事は、借受人が、疾病、災害その他やむを得ない理由により研修資金の返還が困難であると認めるときは、当該事由が継続する期間、研修資金の返還債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により研修資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、研修資金返還猶予申請書（別記第十二号様式）に前項の事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第十八条 知事は、前条第二項の規定により研修資金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により猶予申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、研修資金返還猶予決定通知書（別記第十三号様式）又は研修資金返還猶予不承認決定通知書（別記第十四号様式）によるものとする。

(延滞利息)

第十九条 借受人は、研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき県税の延滞金の例により計算した延滞利息（百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

(雑則)

第二十条 この規則に定めるもののほか、研修資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成二十七年四月一日岐阜県規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日岐阜県規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日岐阜県規則第四百十五号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月十八日岐阜県規則第十四号）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第一項、第三条第一項及び第十三条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に新規に貸付けを受ける者に係る研修資金について適用し、同日前に新規に貸付けを受けた者に係る研修資金については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第4条関係）

研修資金貸付申請書

本人	ふりがな		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
	氏 名				
	研修を受ける診療 科名		貸付申請額	月額 円	
	研修プログラム名				
	主たる研修先の医 療機関名称及び住 所				
	研修開始年月	年 月	修了予定年月	年 月	
	医籍登録番号	第 号	医籍登録 年 月 日	年 月 日	
	現住所及び電話番 号	〒 () - 携帯電話 - -			
	帰省先住所及び電 話番号	〒 () -			
	メールアドレス	携帯メール： PCメール：			
	貸付けを受けよう とする期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	本研修資金以外の修学資金又は研修資金の受給について				
	1 受けている (名称) 2 受ける予定がある (名称) 3 なし				
	添 付 書 類	1 履歴書 2 貸付申請者の住民票の写し 3 専門医研修計画書 4 主たる研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書 5 その他知事が必要と認めるもの (1、2及び4に掲げる書類は、継続の貸付けを申請する場合にあっては、添付不要)			
<p>上記のとおり、 { 岐阜県特定診療科医師研修資金 } 岐阜県総合診療科医師研修資金 } の貸付けを受けたいので申請します。</p> <p>なお、貸付けを受けることとなったうちは、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の規定を遵守し、貸付けを受けようとする期間に相当する期間、業務に従事することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p> <p>岐阜県知事 様</p>					

上記の申請者が貸付けを受ける { 岐阜県特定診療科医師研修資金 } の返還債務について
 { 岐阜県総合診療科医師研修資金 }

は、本人と連帯して履行することを保証します。
 なお、破産宣告は、受けておりません。

年 月 日

岐阜県知事 様

連 帯 保 証 人	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	

備考

- 1 「本研修資金以外の研修資金又は研修資金の受給について」の欄については、該当するものの数字を○で囲んだうえで、所要事項を記入すること。
- 2 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第2号様式（第6条関係）

<p>研修資金貸付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 印</p> <p>年 月 日付で申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金 } の貸付け { 岐阜県総合診療科医師研修資金 }</p> <p>については、下記のとおり貸付けをすることに決定しましたので、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
貸付決定番号	第 号
貸付金額	円
貸付期間	年 月 ~ 年 月
貸付金の交付時期	年 月

備考

- 1 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。
- 2 研修資金を返還することとなった場合は、年10%の利息が加算されます。

研修資金貸付不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金 } の貸付けに
{ 岐阜県総合診療科医師研修資金 }

については、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

理由

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第4号様式（第8条関係）

研修資金借用証書	
借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月 ～ 年 月
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: left; margin-right: 10px;"> 岐阜県特定診療科医師研修資金 岐阜県総合診療科医師研修資金 </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: left;"> を上記のとおり借用しました。 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 貸付決定番号 第 号 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 住 所 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 氏 名 </div> <div style="text-align: left;"> 岐阜県知事 様 </div>	

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第5号様式（第9条関係）

届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者（本人）住所

氏名

連絡先（電話番号）

貸付決定番号 第 号

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第9条 { 第1項 } の規定により、
{ 第2項 }

下記のとおり届け出ます。

記

届 出 事 項	
届出事項の発生 年 月 日	
届 出 内 容	

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書類

備考 第1項又は第2項のうち該当するものを○で囲むこと。

業 務 等 状 況 報 告 書

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人（本人）住所

氏名

連絡先（電話番号）

貸付決定番号 第 号

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 業務従事対象医療機関に勤務しています。	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
2 業務従事対象外医療機関に勤務しています。	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
3 その他		

備考

- 1 業務従事対象医療機関とは、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第13条第1項の知事が指定する医療機関をいうこと。
- 2 上記1から3までのうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。
- 3 現在の状況を証する書類を添付すること。
- 4 毎年4月1日現在の状況について記載すること。

第7号様式（第12条関係）

研修資金返還明細書			
返 還 金 額	円		
返 還 方 法	1 一括払い 2 その他（ 年賦・半年賦 ）		
返 還 期 間	年 月から 年 月まで	返 還 回 数	回
1 回 当 た り の 返 還 額	第 1 回 円	第 2 回 以 後	円
返 還 理 由	岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第12条第1項 第 号該当		
この資金を 借用し研修 を受けた期 間	年 月～ 年 月 （ か月）		
<p>上記のとおり、 { 岐阜県特定診療科医師研修資金 岐阜県総合診療科医師研修資金 } を返還します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">借 受 人 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号</p>			

備考

- 1 返還方法は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第8号様式（第12条関係）

研修資金返還方法変更承認申請書				
返 還 金 額	円			
返 還 方 法	現在	1 一括払い	2 その他（年 賦・半年賦）	
	今後	1 一括払い	2 その他（年 賦・半年賦）	
返 還 金 額 の 算 出	借 受 金 額	円		
	既 返 還 額	円		
	既 免 除 額	円		
	返還方法変更後の返還金額	円		
変更後の返還期間	年 月 から 年 月 まで		変 更 後 の 返 還 回 数	回
変更後1回当たりの返還額	第1回	円	第2回以後	円
変更しようとする理由				
<p style="text-align: center;">上記のとおり、 { 岐阜県特定診療科医師研修資金 岐阜県総合診療科医師研修資金 } の返還方法を変更したいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">借 受 人 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号</p>				

備考

- 1 返還方法は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

(裏面)

業務に従事した期間及び医療機関	
期間	医療機関
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号 () — 所在地
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号 () — 所在地
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号 () — 所在地
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号 () — 所在地
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号 () — 所在地
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号 () — 所在地
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号 () — 所在地
県内業務従事期間 合計	年 か月

備考

- 1 添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 業務に従事した医療機関の名称、期間等を証する書類
 - (2) 休職及び当該休職に係る期間を証する書類
 - (3) 死亡又は退職の理由及び当該死亡又は退職に係る年月日を証する書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 免除申請理由は、該当するものの数字を○で囲むこと。
- 3 専門医研修の修了後に業務に従事した医療機関のうち業務従事対象医療機関（岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則第13条第1項の知事が指定する医療機関をいう。）を全て記入すること。
- 4 大学院在学期間がある場合は、「医療機関名」に当該大学院の名称を記入すること。
- 5 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

研修資金返還免除決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金 } の返還債
{ 岐阜県総合診療科医師研修資金 }

務については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

貸付決定番号	第 号
貸付金額	円
貸付期間	
免除金額	円

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

研修資金返還免除不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金 } の返還債
{ 岐阜県総合診療科医師研修資金 }

務の免除については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理由

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第 12 号様式 (第 17 条関係)

研修資金返還猶予申請書			
猶予申請金額	円		
猶予申請期間	年	月	日から
	年	月	日まで
猶予申請理由	1 疾病 2 災害 3 その他 ()		
この資金を借用し研修を受けた期間	年	月	～
	年	月	
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円
既 免 除 額	円	返 還 未 済 額	円
<p style="text-align: center;">上記のとおり、 { 岐阜県特定診療科医師研修資金 岐阜県総合診療科医師研修資金 } の返還債務の履行の猶予を受けたい</p> <p>ので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">借 受 人 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号</p>			

備考

- 1 猶予申請理由は、該当するものの数字を○で囲み、所要事項を記入すること。
- 2 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

第 13 号様式 (第 18 条関係)

<p>研修資金返還猶予決定通知書</p>	
<p>様</p>	<p>第 年 月 日</p> <p>岐阜県知事 印</p>
<p>年 月 日付けで申請のあった</p>	<p> { 岐阜県特定診療科医師研修資金 岐阜県総合診療科医師研修資金 } の返還債 </p>
<p>務の履行の猶予については、下記のとおり決定したので通知します。</p>	
<p>記</p>	
貸付決定番号	第 号
返還猶予金額	円
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 期 間	年 月 日

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

研修資金返還猶予不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった { 岐阜県特定診療科医師研修資金 } の返還
{ 岐阜県総合診療科医師研修資金 }

債務の履行の猶予については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理由

備考 岐阜県特定診療科医師研修資金又は岐阜県総合診療科医師研修資金のうち該当するものを○で囲むこと。

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則（令和3年岐阜県規則第42号。以下「規則」という。）を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(貸付の対象者等)

第2条 規則第2条第2項に定める研修資金の貸付者数は、毎年度、年度当初に予算の範囲内で知事が決定し、募集するものとする。なお、募集期間を過ぎた場合であっても、予算の範囲内であれば申請を受け付けることができる。

(貸付の申請書等)

第3条 規則第4条の添付書類は次のとおりとする。

添付書類	様式
1 履歴書	—
2 貸付申請者の住民票の写し	—
3 専門医研修計画書	第1号様式
4 専門医研修を行う医療機関の開設者又は管理者の推薦書	第2号様式
5 その他知事が必要と認める書類	—
① 医師免許証の写し	—
② 研修の概要が分かる書類	—

(貸付け等の決定)

第4条 規則第6条に規定する貸付けの決定及び第11条で規定する貸付けの取消しは、別表1に掲げる者で構成する岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付者選考委員会において決定するものとする。

2 貸付けの決定後、速やかに口座振替申出書（第3号様式）及び同意書（第4号様式）を提出するものとする。

(届出書の提出)

第5条 規則第9条第2項に定める届出書に添付する書類は次のとおりとする。

添付書類	様式
1 業務に従事した医療機関の名称及びその期間を証する書類	第5号様式
2 休職及びその期間を証する書類	第5号様式
3 その他届出に係る事実を証する書類	—

(医療機関等の勤務)

第6条 規則第13条に規定する知事が指定する医療機関は、特定診療科医師研修資金の貸付けを受けた者は別表2に掲げるものをいい、総合診療科医師研修資金の貸付けを受けた者は別表3に掲げるものをいう。ただし、岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けた者の場合は、当該修学資金の業務従事期間中においては、本人の希望を踏まえ、「岐阜県医師育成・確保コンソーシアム」が作成したプログラムに基づき、特定診療科医師研修資金の貸付けを受けた者は別表2に掲げるものをいい、総合診療科医師研修資金の貸付けを受けた者は別表3に掲げる医療機関のうちから決定する医療機関に限るものとする。

(免除の申請)

第7条 規則第15条に定める研修資金返還免除申請書に添付する書類は次のとおりとする。

添付書類	様式
1 業務に従事した医療機関の名称及びその期間を証する書類	第5号様式
2 休職及びその期間を証する書類	第5号様式
3 死亡又は退職の理由及びその年月日を証する書類	—

(返還の猶予期間)

第8条 規則第17条第1項に定める返還の猶予の期間は、決定した当該月の翌月から概ね2年以内とする。

(返還の猶予の申請)

第9条 規則第17条第2項に定める研修資金返還猶予申請書に添付する書類は次のとおりとする。

区 分	添付書類	様式
1 疾病、災害その他やむを得ない理由により研修資金の返還が困難であると認めるとき	健康診断書若しくは罹災証明書	—

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、改正後の岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の際現に貸付けを受けている者及びこの要綱の施行の日以後貸付けを受ける者に係る研修資金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付者選考委員会の構成員)

岐阜県健康福祉部長
岐阜県健康福祉部次長

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課医療人材対策監

別表2 (知事が指定する医療機関)

種 別	開設者	病診の別	医療機関名
医療法(昭和23年 法律第205号)第 31条に規定する 公的医療機関	岐阜県	病院	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター
	地方独立 行政法人	病院	岐阜県総合医療センター 岐阜県立多治見病院 岐阜県立下呂温泉病院
	市町村	病院	岐阜市民病院 羽島市民病院 大垣市民病院 美濃市立美濃病院 郡上市民病院 県北西部地域医療センター国保白鳥病院 社会医療法人厚生会多治見市民病院 土岐市立総合病院 総合病院中津川市民病院 市立恵那病院 国民健康保険上矢作病院 下呂市立金山病院 国民健康保険飛騨市民病院
			診療所
常勤の医 師が勤務 するへき 地診療所 (へき地 保健医療 対策等実 施要綱に よる)			国民健康保険根尾診療所 国民健康保険上石津診療所 春日診療所 坂内国民健康保険診療所 久瀬診療所 国民健康保険洞戸診療所 国民健康保険板取診療所 国民健康保険津保川診療所 県北西部地域医療センター国保和良診療所 県北西部地域医療センター国保高鷲診療所 東白川村国保診療所 国民健康保険蛭川診療所 国民健康保険飯地診療所 国民健康保険三郷診療所 国民健康保険山岡診療所 国民健康保険清見診療所 国民健康保険荘川診療所

			国民健康保険久々野診療所 国民健康保険朝日診療所 国民健康保険高根診療所 国民健康保険栃尾診療所 国民健康保険飛騨市河合診療所 国民健康保険飛騨市宮川診療所 下呂市立小坂診療所 下呂市立馬瀬診療所 県北西部地域医療センター国保白川診療所
	日本赤十字社岐阜県支部	病院	岐阜赤十字病院 高山赤十字病院
	岐阜県厚生農業協同組合連合会	病院	岐北厚生病院 西美濃厚生病院 西濃厚生病院 中濃厚生病院 東濃厚生病院 久美愛厚生病院
国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置された法人が開設した病院	国立大学法人東海国立大学機構	病院	岐阜大学医学部附属病院
独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)に基づき設置された法人が開設した病院	独立行政法人国立病院機構	病院	独立行政法人国立病院機構長良医療センター
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づく指定を受けた病院のうち上記に記載されていないもの	—	病院	朝日大学病院 笠松病院 医療法人社団志朋会加納渡辺病院 河村病院 岐阜清流病院 岐阜ハートセンター 医療法人社団慈朋会澤田病院 医療法人慶睦会千手堂病院 医療法人社団登豊会近石病院 医療法人社団双樹会早徳病院 医療法人社団誠広会平野総合病院

			<p>医療法人社団厚仁会操外科病院 みどり病院 医療法人社団幸紀会安江病院 医療法人生友会柳津病院 山内ホスピタル 岩砂病院・岩砂マタニティ 公立学校共済組合東海中央病院 医療法人秀幸会横山病院 社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院 名和病院 医療法人社団豊正会大垣中央病院 海津市医師会病院 新生病院 博愛会病院 医療法人徳洲会大垣徳洲会病院 医療法人香徳会関中央病院 社会医療法人白鳳会鷺見病院 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 社会医療法人厚生会中部脳リハビリテーション病院 太田病院 可児とうのう病院 医療法人馨仁会藤掛病院 医療法人社団慶桜会東可児病院 桃井病院 医療法人白水会白川病院</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7に規定する応急入院指定病院のうち上記に記載されていないもの</p>	—	病院	<p>公益社団法人岐阜病院 医療法人社団尚英会岐阜南病院 医療法人香風会黒野病院 医療法人杏野会各務原病院 医療法人静風会大垣病院 社会医療法人緑峰会養南病院 医療法人清澄会不破ノ関病院 医療法人春陽会慈恵中央病院 特定医療法人清仁会のぞみの丘ホスピタル 医療法人仁誠会大湫病院 社会医療法人聖泉会聖十字病院 医療法人生仁会須田病院 特定医療法人隆渌会南ひだせせらぎ病院</p>

別表3 (岐阜医療圏以外の区域内に所在する知事が指定する医療機関)

種 別	開設者	病診の別	医療機関名
医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関	地方独立 行政法人	病院	岐阜県立多治見病院 岐阜県立下呂温泉病院
		病院	大垣市民病院 美濃市立美濃病院 郡上市民病院 県北西部地域医療センター国保白鳥病院 社会医療法人厚生会多治見市民病院 土岐市立総合病院 総合病院中津川市民病院 市立恵那病院 国民健康保険上矢作病院 下呂市立金山病院 国民健康保険飛驒市民病院
	診療所	国保関ヶ原診療所 国民健康保険坂下診療所 いびがわ診療所	
	常勤の医師が勤務するへき地診療所(へき地保健医療対策等実施要綱による)	国民健康保険上石津診療所 春日診療所 坂内国民健康保険診療所 久瀬診療所 国民健康保険洞戸診療所 国民健康保険板取診療所 国民健康保険津保川診療所 県北西部地域医療センター国保和良診療所 県北西部地域医療センター国保高鷲診療所 東白川村国保診療所 国民健康保険蛭川診療所 国民健康保険飯地診療所 国民健康保険三郷診療所 国民健康保険山岡診療所 国民健康保険清見診療所 国民健康保険荘川診療所 国民健康保険久々野診療所 国民健康保険朝日診療所 国民健康保険高根診療所 国民健康保険栃尾診療所 国民健康保険飛驒市河合診療所 国民健康保険飛驒市宮川診療所 下呂市立小坂診療所	

			下呂市立馬瀬診療所 県北西部地域医療センター国保白川診療所
	日本赤十字社岐阜県支部	病院	高山赤十字病院
	岐阜県厚生農業協同組合連合会	病院	西美濃厚生病院 西濃厚生病院 中濃厚生病院 東濃厚生病院 久美愛厚生病院
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づく指定を受けた病院のうち上記に記載されていないもの	—	病院	名和病院 医療法人社団豊正会大垣中央病院 海津市医師会病院 新生病院 医療法人徳洲会大垣徳洲会病院 医療法人香徳会関中央病院 可児とうのう病院 医療法人馨仁会藤掛病院 医療法人社団慶桜会東可児病院 桃井病院 博愛会病院 社会医療法人白鳳会鷺見病院 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 社会医療法人厚生会中部脳リハビリテーション病院 太田病院 医療法人白水会白川病院
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7に規定する応急入院指定病院のうち上記に記載されていないもの	—	病院	医療法人静風会大垣病院 社会医療法人緑峰会養南病院 医療法人清澄会不破ノ関病院 医療法人春陽会慈恵中央病院 特定医療法人清仁会のぞみの丘ホスピタル 医療法人仁誠会大湫病院 社会医療法人聖泉会聖十字病院 医療法人生仁会須田病院 特定医療法人隆源会南ひだせせらぎ病院

(要綱) 第1号様式

専門医研修計画書			
年 月 日			
申請者 氏名			
主たる研修先医療機関等名称			
主たる研修先医療機関等住所			
研修期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
研修の種類	1 産婦人科専門研修 2 小児科専門研修 3 救急科専門研修 4 麻酔科専門研修 5 総合診療科専門研修		
研修プログラム名			
研修項目	研修時期	研修内容	研修場所

(注) 研修の種類は、該当する研修の番号を○で囲んでください。
研修概要が分かる資料を添付してください。

(要綱) 第2号様式

推 薦 書	
氏 名	
生年月日	
研修及び人物についての所見	
プログラム責任者職氏名	
特記事項	
<p>上記の者が、貸与申請書に記載したプログラム及び研修期間については、当院のプログラムであることを証明するとともに、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の規定による医師として適当であると認めるので推薦します。</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関等 名 称 所 在 地 職 氏 名</p>	

(注) 職氏名の欄には、主たる研修先の医療機関等の開設者又は管理者が記名・押印してください。

(要綱) 第3号様式

口座振替申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

下記のとおり口座振替払いをお願いします。

記

住 所	〒 ー	
氏 名		
電 話 番 号		
金融機関名	金融機関名	支店名
預金種目		
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		
備 考		

*国内に本店をおく金融機関に限る。

同 意 書

わたくしは、岐阜県内の地域医療の確保を図るという岐阜県特定診療科医師研修資金貸付け又は岐阜県総合診療科医師研修資金貸付けの目的を達成するため、岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則および岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修貸付要綱の規定に基づき提供した情報を、業務従事先医療機関、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムその他の関係機関に対し提供されることに同意します。

年 月 日

貸付決定番号 第 号

氏 名

岐阜県知事 様

業務従事証明書

年 月 日

所在地

施設名

開設者又は管理者

下記の者は、当施設において業務に従事していたことを証明します。

記

住 所	〒 ー
氏 名	
生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)
医籍登録番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録
勤務した診療科	
勤務期間及び月数	年 月 日～ 年 月 日 (か月)
勤務期間中に休職期間があったときはその期間、月数及びその理由	年 月 日～ 年 月 日 (か月)
	(理由)
勤 務 時 間	時間/週
社会保険加入の有無	有 (保険者の名称:) ・ 無
備 考	

(事務担当者)

担当部署名

担当者名

電話番号